別記様式

製造所
危険物　貯蔵所　新規則適合期限延長に係る申請書
取扱所

年　月　日

殿

届出者
住所　　（電話　　）
氏名　　㊞

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成22年総務省令第71号）附則第2条第3項の規定に基づき、申請します。

設置者	住所	電話	
	氏名		
設置場所			
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分	
設置の許可年月日及び許可番号	年　月　日　第　号		
設置の完成検査年月日及び検査番号	年　月　日　第　号		
対象となる地下貯蔵タンク＊			
当該地下貯蔵タンクの設置時の完成検査期日＊			
塗覆装の種類＊			
設計板厚＊	mm		
腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク又は腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクの別＊			
その他参考となる事項			
※受付欄		※備考	

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
3　＊印の欄は、適合期限延長の対象となる全てのタンクについて記載すること。
4　その他参考となる事項の欄に関しては、必要に応じ図面、資料等を添付すること。
5　※印の欄は記入しないこと。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第七十一号。以下この条において「改正規則」という。）の施行の日において現に消防法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所の構造及び設備で、同日において現に存するもののうち、平成二十五年二月一日から平成二十八年一月三十一日までの間に危険物の規制に関する規則第二十三条の二及び第二十三条の三に定める技術上の基準に適合しないこととなるものの構造及び設備に係る技術上の基準については、この省令による改正後の改正規則（以下この条において「新改正規則」という。）附則第二条の規定を準用する。この場合において、新改正規則附則第二条第三項中「平成二十五年一月二十一日」とあるのは、「新規則第二十三条の二及び第二十三条の三に定める技術上の基準に適合しないこととなる日の十日前」と読み替えるものとする。

人事異動

国税庁

（国税庁次長）財務事務官　田中　一穂
税務大学校長兼務を命ずる
（税務大学校長）同　青木　直幸
財務省に出向させる（以上六月二十三日）
（財務省大臣官房付）財務事務官　源新　英明
国税庁課税部酒税課長を命ずる
（国税庁課税部酒税課長）同　山名　規雄
財務省に出向させる
（財務省主計局給与共済課長）同　重藤　哲郎
東京国税局査察部長を命ずる
（東京国税局査察部長）同　並木　稔
財務省に出向させる（以上七月八日）
（国税庁課税部長）財務事務官　西村　善嗣
国税庁課税部資産評価企画官事務取扱を命ずる
（国税庁課税部資産評価企画官）同　西　聡
財務省に出向させる
（金沢国税局長兼税務大学校金沢研修所長）同　下山　宏
金沢国税局徴収部長事務取扱を命ずる
（金沢国税局徴収部長）同　岡村　憲一
財務省に出向させる
（札幌国税局徴収部長）同　輪島　誠
（札幌中税務署長）同　有田　利雄
（札幌南税務署長）同　草間　久雄
（札幌西税務署長）同　林　俊一
（函館税務署長）同　大岡　勉
（旭川中税務署長）同　草㔟　金矢
（旭川東税務署長）同　鷲尾　芳久
（室蘭税務署長）同　庄子　政信
（岩見沢税務署長）同　川瀬　進
（仙台国税局徴収部長）同　芳賀　義春
（弘前税務署長）同　和田　博雄
（八戸税務署長）同　門脇　健一
（盛岡税務署長）同　小関　重寿
（二戸税務署長）同　浅石　正
（仙台北税務署長）同　大友　良一
（仙台中税務署長）同　泉田　隆行
（仙台南税務署長）同　小野寺　匠
（石巻税務署長）同　稲垣　孝一
（古川税務署長）同　母良田政典
（秋田南税務署長）同　小澤　純一
（本荘税務署長）同　本間　利春
（大曲税務署長）同　二木　昭
（山形税務署長）同　佐藤　博
（酒田税務署長）同　渡邉美津夫
（福島税務署長）同　佐藤　満行
（会津若松税務署長）同　瀬川　健
（関東信越国税局徴収部長）同　大沼　利光
（水戸税務署長）同　森井泉育次郎
（宇都宮税務署長）同　中井　英明
（栃木税務署長）同　髙橋　隆夫
（佐野税務署長）同　油井　豊仁
（鹿沼税務署長）同　日髙　裕章
（氏家税務署長）同　大久保スミ子
（前橋税務署長）同　中村　徳男
（高崎税務署長）同　小嶋　正幸
（伊勢崎税務署長）同　林　和則
（館林税務署長）同　田中　哲男